



PwCベトナムニュースブリーフ
新個人情報保護法

2025年8月





ご一読ください

国会は6月26日、待望の個人データ保護法（PDPL）を制定しました。同法は、ベトナム国民のプライバシーおよび個人データを保護するための法的枠組みを最終決定する上で重要なマイルストーンとなります。PDPLは2026年1月1日に施行される予定であり、政府は同法の一部条項に関するガイダンスの発表を予定しています。PDPLの施行までの経過期間中、事業者は引き続き、政令第13/2023/ND-CP号（PDPD）の定めに従う必要があります。

詳細

現行のPDPDと比較した場合、PDPLにおける新たな主要ポイント（抜粋）は、以下のとおりです。

01

PDPDには違反に対する制裁規定が設けられていませんでしたが、PDPLでは初めて罰則が導入されました。個人データの国境を越えた移転に関する違反については、企業の直前の会計年度の売上高の最大5%の罰金、その他の類型の違反については最大3,000,000,000ベトナムドン（VND）の罰金が科されます。

02

社内のデータ保護担当者の選任に関して、PDPLは、政府が今後定める資格・要件を充足する外部のサービス提供者に、当該役割を外部委託することを認めています。

03

PDPLは、越境個人データ移転影響評価報告書（DTIA）の提出義務について、新たな免除規定を導入しました。注目すべき点は、使用者による従業員データのクラウド上での保管は、DTIA提出義務の対象外とされていることです。

04

PDPLは、データの収集・処理活動が広範な産業分野（医療、保険、金融・銀行、ソーシャルメディア・プラットフォーム、ビッグデータ、AI、クラウドコンピューティング等）に対し、個人データ保護に関する特定の要件を規定しています。

05

データ主体から取得した同意に加え、PDPDに基づき公安省（MPS）に提出された個人データ処理影響評価書および越境データ移転影響評価書（DTIA）は、引き続き有効とされます。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn